

○ 経済産業省
国土交通省 令第二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)<u>第二条</u>第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)</p> <p>第八条 <u>法第二十九条</u>第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)</p> <p>第九条の二 <u>法第三十二条</u>第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)<u>第二条</u>第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)</p> <p>第八条 <u>法第二十七条</u>第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)</p> <p>第九条の二 <u>法第二十八条</u>の三第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一～三 (略)

附則

(経過措置)

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一～三 (略)

附則

(経過措置)

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

附 則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。